

(2) 合算対象期間の証明書類

合算対象期間を確認する場合は、以下の書類の提出を求め、確認を行うこと。

① S61.3 以前の被用者年金各法の被保険者の配偶者期間

- ・ 配偶者の年金手帳か年金証書
- ・ 戸籍の謄本
- ・ 配偶者が共済組合の組合期間があるときは、共済期間加入確認通知書

② 海外居住期間（次のいずれか）

- ・ 戸籍の附票
- ・ 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写
- ・ 滞在国が交付した居住証明書
- ・ 滞在国の日本領事館が交付した在留証明書

③ 日本国籍を取得した方、永住の許可を受けた方の日本国内及び外国の居住期間を証明できる次の書類

- ・ 日本国籍取得した方は、必ず戸籍謄本または抄本・戸籍記載事項証明書
- ・ 永住の許可を受けた方は、次のいずれかを添付
- ・ 登録原票記載事項証明書
- ・ 旅券法に規定する旅券(パスポート)の写
- ・ 永住許可の旨が記載された「在留資格証明書」または「永住許可書」等

④ H3.3.31 以前の学生期間

- ・ 在籍証明書等

3 受給資格を満たすための特別な期間

(1) 沖縄の特例（年金相談マニュアル 制度編P181～）

① 国民年金

本土復帰前の沖縄の国民年金は、本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足し、本土復帰した昭和47年5月15日に統合されました。制度発足が本土より9年遅れていたことを考慮し、老齢年金等の受給資格期間の短縮や年金額の加算や復帰前の期間を保険料免除期間とする特例措置が設けられています。

保険料免除期間については、法施行当時に追納が認められていましたので追納することにより保険料納付済期間となり、本土の同年齢層の人と同水準の年金が確保されることになっています。

適用にあたり、本土復帰前の沖縄に住所を有していたことを確認します。該当者は、昭和36年4月1日（同日において20歳に達していなかったときは、20歳に達した日）から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた期間を明らかにすることができる住民票の写しや戸籍の附票等の書類を添付して沖縄県の市町村（住所が沖縄県の区域内にない人は、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村）及び社会保険事務所に提出します。

② 厚生年金

沖縄の厚生年金制度の発足が遅れたことにより構造的に加入年数が短くなり、年金額が本土より低いという問題がありました。このため、沖縄の厚生年金については、復帰後平成2年及び平成7年に特別措置が講じられました。

平成7年の特別措置においては、対象者を「沖縄の厚生年金に加入していた者」に限定したため、昭和45年から昭和47年（本土復帰）までの間に本土出向等により本土の厚生年金に加入していた者は、特別措置の対象とはなりません。

「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」の一部改正（平成18年4月1日）により、上記の対象外となる者に対しても沖縄の厚生年金に加入していた者と同様に特別措置が講じられることとなりました。

ア 対象者

以下の要件を全て満たす者です。

- i 昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、本土の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金保険の被保険者とみなされた旧適用法人共済組合員期間及び旧農林共済組合員期間は除く）を有すること。（ただし、当該期間中に沖縄厚年の被保険者期間を有しないこと。）
- ii 昭和45年4月1日当時25歳以上であること。（昭和20年4月1日以前生まれであること。）
- iii 昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以